

会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和7年第11回選挙管理委員会臨時会
- 2 開 催 年 月 日 令和7年9月20日（土）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前9時53分～午前10時10分
- 4 開 催 場 所 一関市役所
- 5 出 席 委 員 氏 名 高橋秀典委員長
阿部和子委員
金今壽信委員
佐藤福委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局主任主査 菅野 孝幸
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件
 - 議案第72号 選挙人名簿から抹消すべき者の専決処分に関し、承認を求めることについて
 - 議案第73号 選挙人名簿から抹消すべき者について
 - 議案第74号 選挙人名簿に登録すべき者について
 - 議案第75号 住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至った者の選挙人名簿の登録の抹消について
 - 議案第76号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
 - 議案第77号 投票立会人の選任について
 - 議案第78号 共通投票所の投票管理者及びその職務を代理

すべき者の選任について

- 議案第79号 共通投票所の投票立会人の選任について
- 議案第80号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
- 議案第81号 期日前投票所の投票立会人の選任について

10 会議の公開又は非公開 公開

11 傍聴人数 0人

委員長 開会

(議案第72号 選挙人名簿から抹消すべき者の専決処分に関し、承認を
求めることについて)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、選挙人名簿から登録者を抹消することの専決処分に関し、
承認を求めるものであります。

めくっていただきまして、2ページになります。専決処分書でござ
いますが、専決処分の日は令和7年9月1日でございます。それ
から抹消する者については、開会前に資料で確認いただきましたけ
れども、今回抹消する者につきましては、9月1日の定時登録の際、
本来登録されるべきではない者が登録されてしまったために、削除
するものでございますが、その原因につきましては、今年の8月に
当該選挙人に係る住民基本台帳の移動履歴が修正されたということ
で、定時登録の際のシステムで集計する際に移動履歴の分がうまく
反映されなかったということから、誤って選挙人名簿に登録された
ものでございます。それでこのことを9月1日の選挙管理委員会の
定例会後に事務局で把握いたしましたことから、公職選挙法第28条
第4項の規定により、この者を直ちに抹消するため、専決処分した
ものでございます。

また、5ページ、6ページにつきましては、選挙人名簿の登録者
数の投票区別の内訳となっております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第73号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

(議案第74号 選挙人名簿に登録すべき者について)

事務局長 議案の朗読 (2件を一括審議)

○ 本案は、公職選挙法第28条の規定により、令和7年9月20日現在
において、別冊の者を選挙人名簿から抹消するとともに、令和7年

9月20日現在において、別冊の者を新たに選挙人名簿に登録するというものがございます。

6ページをご覧いただきたいと思います。抹消する者の内訳でございます。9月19日までに死亡した者、男53人、女50人の計103人。転出後4箇月を経過した者が、男46人、女35人の計81人で、これらを合わせた男99人、女85人の合計184人を抹消しようとするものがございます。

また新規登録者として、年齢要件に係る者といたしまして、男43人、女39人の計82人。住所要件に係る者として、男55人、女40人の計95人。これらを合わせました男98人、女79人の合計177人を新たに名簿に登録しようとするものでございまして、令和7年9月20日現在の名簿登録者数につきましては、男44,080人、女46,721人の合計90,801人となるものがございます。

このページの下でございますが、参考として選挙人名簿の登録者数に基づいて決定し、告示することとされている直接請求に係る法定署名数をそれぞれ記載してございますし、7ページにつきましては、選挙人名簿登録者数の地域別内訳。それから8ページ、9ページになりますが、こちらは選挙人名簿登録者数の投票区別の内訳となっております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第75号 住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至った者の選挙人名簿の登録の抹消について)

事務局長 議案の朗読

○ 公職選挙法の第28条第1項第2号の規定により、転出後4箇月経過した者は、直ちに選挙人名簿から抹消しなければならないこととされております。今般、一関市長選挙及び一関市議会議員選挙が執行されるにあたりまして、9月20日から9月28日までの間に、一関

市内に住所を有しなくなって4箇月を経過するに至る者について、その4箇月を経過する日に選挙人名簿から抹消するものでございます。抹消予定者の一覧につきましては、先に資料でご確認いただいた通りでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第76号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、令和7年9月28日執行予定の、一関市長選挙及び一関市議会議員選挙の、各投票所における投票管理者及びその職務代理者を、別紙、次のページになりますけれども、資料の6となりますが、こちらに記載の通り選任しようとするものでございます。

投票管理者及びその職務代理者につきましては、選挙権を有する者の中から、市町村の選挙管理委員会が選任するものとさせていただきます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第77号 投票立会人の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、一関市長選挙及び一関市議会議員選挙の各投票所における投票立会人を、別紙、資料は15ページ以降となりますけれども、資料7の通り選任しようとするものでございます。

投票立会人につきましては、投票管理者及びその職務代理者と同様に、選挙権を有する者の中から、市町村の選挙管理委員会が選任するものとされているものでございます。

また、投票立会人の選任におきまして、若者の投票立会人を募集しておりまして、今回の選挙につきましては共通投票所も含めた当日の投票所において、一関の投票区を中心となりますが12人の若者の投票立会人を選任しているところでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第78号 共通投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、一関市長選挙及び一関市議会議員選挙の共通投票所の投票管理者及びその職務代理者を、別紙、資料8の通り選任しようとするものでございます。

なお、共通投票所の投票管理者及びその職務代理者も、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任するものとされておりまして。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第79号 共通投票所の投票立会人の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、一関市長選挙及び一関市議会議員選挙の共通投票所の投

票立会人を、別紙、資料9の通り選任しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第80号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、一関市長選挙及び一関市議会議員選挙の期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を、別紙、資料10になりますが、資料の通り選任しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第81号 期日前投票所の投票立会人の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、一関市長選挙及び一関市議会議員選挙の期日前投票所における投票立会人を、別紙、資料11の通り選任しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

委員長

閉会